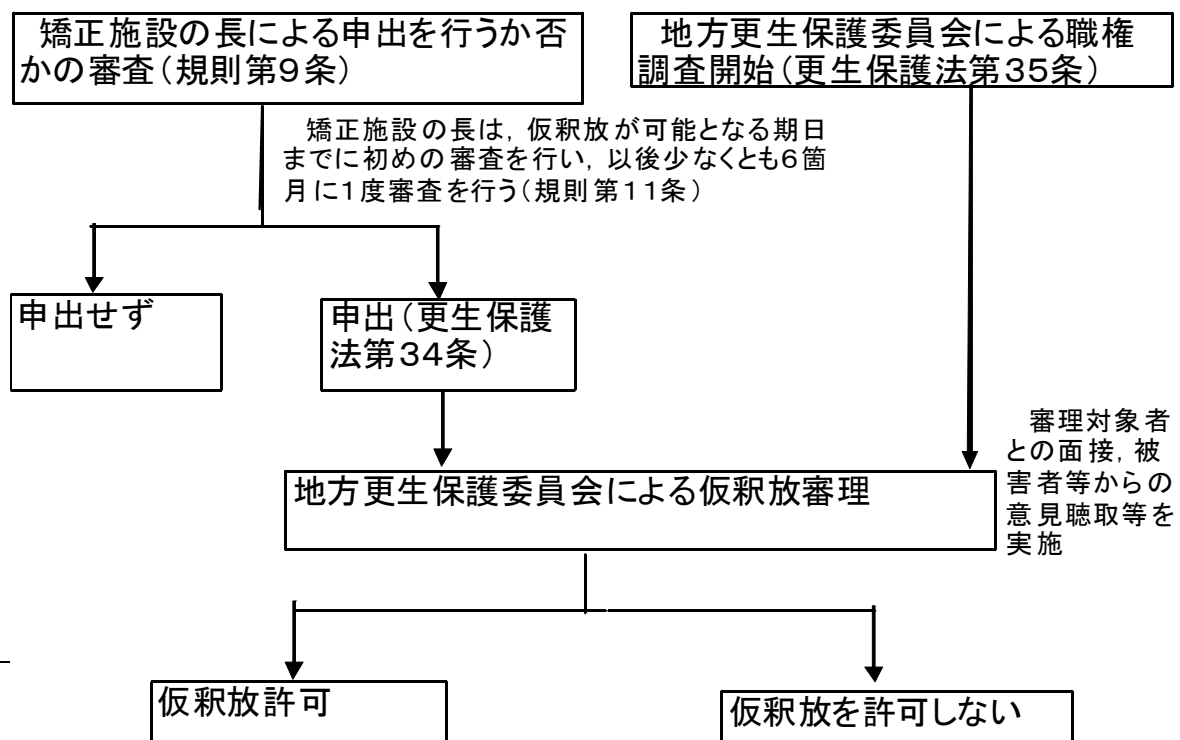


仮釈放について

第1 要件等

- 1 要件（刑法第28条）
 - ① 改悛の状があること
 - ② 有期刑については、刑期の3分の1、無期刑については、10年が経過したこと（少年法には特則がある）
- 2 基準（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（以下、「規則」という。）第28条）
 - 悔悟の情及び改善更生の意欲がある
 - 再び犯罪をするおそれがない
 - 保護観察に付することが改善更生のために相当である
 - 社会感情が仮釈放を是認すると認められないときは、この限りではない

第2 手続



第3 仮釈放率

不定期刑受刑者（平成21年1月1日から平成23年12月31日まで）

：124名中100名（80.6％・矯正局の調査による）

※ 少年受刑者を収容する函館，盛岡，川越，松本，姫路，奈良及び佐賀の各少年刑務所並びに栃木刑務所及び和歌山刑務所における調査による

※ 全釈放者（平成22年）：49.1％（犯罪白書による）